令和８年第４回太子町議会定例会（第522回町議会）会議録（第１日）

令和８年６月３日

午 前 10 時 開会

議　事　日　程

1　会議録署名議員の指名
2　会期の決定
3　諸般の報告
4　広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
5　報告第１号　令和７年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
6　報告第２号　令和７年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
7　報告第３号　令和７年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
8　諮問第２号　人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
9　議案第32号　令和８年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第２号）
10　議案第33号　令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）
11　議案第34号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12　議案第35号　太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
13　議案第36号　太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
14　議案第37号　太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
15　議案第38号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
16　議案第39号　太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
17　議案第40号　太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
18　議案第41号　太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
19　議案第42号　太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

1　会議録署名議員の指名
2　会期の決定
3　諸般の報告
4　広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
5　報告第１号　令和７年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
6　報告第２号　令和７年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
7　報告第３号　令和７年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
8　諮問第２号　人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
9　議案第32号　令和８年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第２号）
10　議案第33号　令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）
11　議案第34号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12　議案第35号　太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

13　議案第36号　太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
14　議案第37号　太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
15　議案第38号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
16　議案第39号　太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
17　議案第40号　太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
18　議案第41号　太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
19　議案第42号　太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

１番	吉　田　智　子	２番	山　本　順　久
３番	玉　田　晶　久	４番	桑　名　幸　夫
５番	出　原　賢　治	６番	森　田　哲　夫
７番	玉　田　正　典	８番	中　薮　清　志
９番	堀　　卓　史	１０番	藤　澤　元之介
１２番	中　島　貞　次	１３番	松　浦　崇　志
１４番	清　原　良　典		

会議に欠席した議員

１１番	首　藤　佳　隆

会議に出席した事務局職員

局　　長	田　中　秀　彦	書　　記	佐々木　　悟
書　　記	西　村　和佳奈		

説明のため出席した者の職氏名

町　　長	沖　汐　守　彦	副　町　長	榮　藤　雅　雄
教　育　長	糸　井　香代子	総　務　部　長	森　　文　彰
生活福祉部長	藏　屋　一　彦	経済建設部長	冨　岡　泰　造
教　育　次　長	福　井　照　子	財　政　課　長	池　田　　誠
監　査　委　員	朝　生　有　恒		

議長挨拶

○議長（清原良典）　皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

風清らかな初夏の気候となってまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和８年第４回太子町議会定例会（第522回町議会）が開会できますことは、町政進展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会に提案されます案件は、人事、補正予算、条例の制定等いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

〜〜

町長挨拶

〇町長（沖汐守彦）　令和８年第４回太子町議会定例会（第522回町議会）が開催されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

台風６号により、和歌山県においては、命の危険、特別警報が出るなど、今後の推移が心配をされますが、本町におきましては幸いにして、公的施設の雨漏りが数か所、総合公園及び斑鳩保育所横の竹林の一部、あるいは街路樹が１本倒れる程度で、大きな被害の報告は今のところ受けておりません。本日、議員各位におかれましては公私ともに御多用のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては報告案件３件、諮問案件１件、補正予算案件２件、条例案件９件、また後日追加で提出をさせていただく予定の契約案件３件の合わせて計18件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

〜〜

（開会　午前10時03分）

〇議長（清原良典）　議事に先立ち御報告します。

首藤佳隆議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告をします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第４回太子町議会定例会（第522回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

〇議長（清原良典）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、吉田智子議員、山本順久議員を指名します。

〜〜

日程第２　会期の決定

〇議長（清原良典）　日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月19日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（清原良典）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月19日までの17日間に決定しました。

〜〜

日程第３　諸般の報告

〇議長（清原良典）　日程第３、諸般の報告を行います。

まず、令和８年５月13日付の出原賢治福祉文教常任委員会副委員長の辞任により同委員会の副委員長が不在となったため、委員会条例第８条第２項の規定に基づく委員の互選により、副委員長に堀卓史議員を選出しましたので御報告します。

次に、本日町長から議案等15件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第１項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、朝生有恒監査委員には本日のみ、栗田政知総務課長、村瀬純町民課長、角南博之生活環境課長、溝端朋代こどもえがお課長、肥塚馨社会教育課長には定例会３日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜

日程第４　広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

〇議長（清原良典）　日程第４、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、３月24日、４月６日、４月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

〜〜

日程第５　報告第１号　令和７年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〇議長（清原良典）　日程第５、報告第１号令和７年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

〇町長（沖汐守彦）　報告第１号令和７年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和７年度一般会計予算におきまして設定をしました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりまして繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長（清原良典）　報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（清原良典）　質疑なしと認めます。

以上で報告第１号を終わります。

〜〜

日程第６　報告第２号　令和７年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

〇議長（清原良典）　日程第６、報告第２号令和７年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

〇町長（沖汐守彦）　報告第２号令和７年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和７年度水道事業会計予算の建設改良費における立岡地内外送配水管更新事業におきまして入札事務の調整が必要となり、工事発注が当初の予定より遅れたこと、また、雨水1.4号幹線整備工事に伴う水道管本設事業におきまして、先行しました雨水1.4号幹線整備工事におきまして施工方法の見直し等により想定以上の日数を要したことから、地方公営企業法第26条第１項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第３項の規定により議会に報告させていただくものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（清原良典）　報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典）　質疑なしと認めます。

以上で報告第２号を終わります。

～～～

日程第７　報告第３号　令和７年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（清原良典）　日程第７、報告第３号令和７年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　報告第３号令和７年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和７年度下水道事業会計予算の建設改良費のうち、雨水幹線整備に伴う復旧補償におきまして先行しました雨水1.4号幹線整備工事において、施工方法の見直し等により想定以上の日数を要したこと、あるいは、マンホール蓋更新工事において、工事の資材調達につきまして、需給逼迫の影響により不測の日数を要したことから、地方公営企業法第26条第１項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第３項の規定により議会に報告させていただくものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（清原良典）　報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典）　質疑なしと認めます。

以上で報告第３号を終わります。

～～～

日程第８　諮問第２号　人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（清原良典）　日程第８、諮問第２号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　諮問第２号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の中村薫氏が令和８年１月11日に御逝去されたことから、その後任として松浦りつ子氏を新たな人権擁護委員として法務大臣に推薦をしたいので、人

権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。任期は令和８年10月１日から令和11年９月30日までの３か年であります。なお、松浦氏の経歴につきましては参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

〇議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（清原良典）　異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（清原良典）　異議なしと認めます。したがって、諮問第２号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第９、議案第32号から日程第19、議案第42号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第３日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（清原良典）　異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

～～

日程第９　議案第３２号　令和８年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第２号）

〇議長（清原良典）　日程第９、議案第32号令和８年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（沖汐守彦）　議案第32号令和８年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ9,977万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億282万円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金、町債の追加であります。

歳出予算につきましては、民生費、土木費、教育費の追加であります。

最後に、地方債の補正として２事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

〇議長（清原良典）　総務部長。

〇総務部長（森　文彰）　それでは、議案第32号令和８年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第２号）につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目２老人福祉費、節27繰出金96万3,000円の追加は、介護保険特別会計における補正に伴うものでございます。

款８土木費、項２道路橋りょう費、目２道路維持費、節12委託料65万円の追加は、町道維持補修工事に係ります舗装構造調査を行うもので、節14工事請負費の追加は、国庫補助金の内示を受けて補正するものでございます。

項４都市計画費、目３公園管理費、節10需用費223万3,000円の追加は、総合公園のクライミングネット遊具を修繕するものでございます。

款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費23万1,000円の追加及び項３中学校費、目１学校管理費10万3,000円の追加は、消防設備点検におけます指摘事項に対するものでございます。

項５社会教育費、目７会館管理費、節14工事請負費1,739万4,000円の追加は、キュービクルの基準変更による分割配置が必要となったため、非常用発電機の設置位置を変更するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金2,704万8,000円の追加は、道路維持費に充てる都市計画道路整備費補助金の内示を受け追加するものでございます。

款19繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金3,093万2,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目３公共施設整備基金繰入金49万4,000円の追加は、歳出で申し上げました文化会館大規模改修事業に係る町債の増額に伴い財源調整をするものでございます。

款22町債、項１町債、目４土木債2,440万円の追加及び目６教育債1,690万円の追加は、歳出予算で説明申し上げました町道維持補修工事費や文化会館大規模改修工事費に係るものでございます。

最後に、６ページをお願いいたします。

第２表の地方債補正は、町債の補正に合わせまして２事業の限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第１０　議案第３３号　令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（清原良典）　日程第10、議案第33号令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第33号令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,909万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

〇議長（清原良典）　生活福祉部長。

〇生活福祉部長（藏屋一彦）　議案第33号令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして詳細を説明申し上げます。

それでは歳出から御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節10需用費及び節12委託料につきましては、令和８年度介護報酬改定に伴い、令和８年８月までに介護保険帳票の様式変更及びシステム改修を行う必要がありますことから、印刷製本費８万3,000円、介護保険システム改修委託料176万円をそれぞれ追加しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款４国庫支出金、項２国庫補助金、目６介護保険事業補助金88万円につきましては、歳出で申し上げました介護保険システム改修費用に係る補助金でございます。

また、款８繰入金、項１一般会計繰入金、目５その他一般会計繰入金96万3,000円につきましても同様に、システム改修費用等の追加に伴う歳入の補正でございます。

以上で議案第33号令和８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～～

日程第１１　議案第３４号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長（清原良典）　日程第11、議案第34号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（沖汐守彦）　議案第34号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和７年12月に町議会から町に対しまして町議会議員の報酬月額の見直しに係る提案がなされ、太子町行財政審議会からの答申を踏まえまして、町及び町議会の合意の下、町議会議員の報酬月額につきまして本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、副議長の報酬月額を３万円加算、議員の報酬月額を４万9,000円加算するとともに、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長の加算を廃止するものであります。施行日につきましては公布の日とし、次期町議会議員一般選挙後、当該議員の任期が開始する日を適用日としております。

本改正を通じまして、社会経済情勢の変化を鑑みました町議会議員の議員報酬額となることや、多様な人材の議会への参画を促すことにつなげていきたいと考えております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

〇議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第１２　議案第３５号　太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第12、議案第35号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第35号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和７年４月からの国民年金額の引上げに伴いまして、低所得者が引き続き同様の判定区分となるように兵庫県の福祉医療制度の所得判定基準が引き上げられたことを受けまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第２条第19号及び第20号、第４条第１項第１号イ及びウの「80万9,000円」を「82万6,500円」に改め、地方税法の改正により規定の整備及び条ずれが発生したため、該当する引用条文を改正するものであります。施行日につきましては、令和８年７月１日とし、地方税法の条ずれ等による改正は、令和８年４月１日より遡及して適用することとしております。

以上、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第１３　議案第３６号　太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第13、議案第36号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第36号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令におきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　副町長。

○副町長（榮藤雅雄）　議案第36号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。

当改正条例は２条立てとしております。

まず第１条につきまして、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型、または事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことが可能となり、この理学療法士等が保育を行う際、当該小規模保育事業Ａ型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととされたことから、第29条、第31条、第44条、第47条それ

それの保育事業において、第４項を追加しております。

また、理学療法士等だけでなく、小規模保育事業所Ａ型等において、保育士とみなす看護師等が保育を行う際、当該小規模保育事業所Ａ型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととされたことから、同じく第29条、第31条、第44条、第47条それぞれの保育事業において、第５項を追加しております。

次に、第２条につきましては、令和６年６月に公布いたしました改正条例の一部改正であります。小規模保育事業所Ａ型等につきましては、職員配置の条件について、満３歳以上満４歳未満の園児「おおむね20人につき１人以上」の職員を置くこととされていたところ、「おおむね15人につき１人以上」としておりますが、従前の例によることができる経過措置期限を「当分の間」から「令和10年３月31日まで」に改めております。施行日は公布の日とし、令和８年４月１日を適用日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

〇議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～～

日程第１４　議案第３７号　太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長（清原良典）　日程第14、議案第37号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（沖汐守彦）　議案第37号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令におきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

〇議長（清原良典）　副町長。

〇副町長（榮藤雅雄）　議案第37号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。

まず、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、第２条において新たに定義づけを行い、あわせて、満３歳未満等小規模保育事業、教育認定子ども、満３歳以上保育認定子ども、保育認定子どもについて定義を加えております。この定義づけにより、条例全体において文言を置き換えております。

次に、第37条第３項において、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定める旨、規定をしております。

次に、第39条第３項において、利用の申込みに係る小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考方法について条件を定めております。

次に、第42条第８項において、事業者が連携施設の確保に当たって同条第１項第３号に係る連携協力を求めることを要しないこと、第51条の２において、特定利用地域型保育の基準に関する事項を追加しております。施行日は公布の日とし、令和８年４月１日を適用日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第１５　議案第３８号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第15、議案第38号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第38号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和８年６月14日から施行されることに伴いまして、在留カード及び特別永住者証明書が個人番号カードと一体化し、在留する外国人の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることが求められていることから、コンビニ等の多機能端末におきまして、印鑑証明書を特定在留カード及び特定特別永住者証明書で交付を受けるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第17条におきまして規定をしております多機能端末による印鑑登録証明書の交付の申請方法に、個人番号カードと一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加し、あわせて文言の整理を行うものであります。施行日につきましては公布の日としております。

以上、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第１６　議案第３９号　太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第16、議案第39号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第39号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、近年の社会経済情勢に鑑みました国家公務員災害補償法の一部改正に伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の葬祭補償の金額が改められたことを受けまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第18条における非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合の葬祭補償の定額部分の額を「31万5,000円」から「33万円」へ増額するものであります。施行日につきましては公布の日とし、経過措置として令和８年４月１日より遡及して適用することとしております。なお、遡及適用に伴いまして、経過措置規定及び改正前の基準で既に支給された葬祭

補償を改正後の基準による内払いとみなし、規定を附則にて定義をしております。
以上、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

〜〜〜

日程第１７　議案第４０号　太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第17、議案第40号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第40号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。
今回の改正につきましては、太子町公共施設等総合管理計画及び太子町公共施設等個別施設計画の下、住民が必要とするサービスを効率的・持続的に提供するため、文化会館の大規模改修の実施に併せまして、１つの施設に異なる複数の機能を持たせる複合化によりまして施設数を削減し、公共施設の最適化を図ることを目的に斑鳩公民館を文化会館内へ移転、運営するため、本条例の一部を改正するものであります。
詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　副町長。

○副町長（榮藤雅雄）　議案第40号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。
まず、第２条における斑鳩公民館の位置を、太子町鵤678番地から文化会館の位置である太子町鵤1310番地１に改めております。
第３条では文言整理を行い、第４条の休館日について、斑鳩公民館のみ文化会館の休館日と同一となるよう、第２項の規定を追加しております。
また、第９条において、別表１における斑鳩公民館の使用料の収受につきまして、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定する、文化会館使用料として取り扱うことの規定を設けております。
あわせて、別表１の整理も行っております。施行日は、斑鳩公民館が文化会館内へ移転し運営を開始いたします令和９年７月１日としております。
なお、指定管理者制度の導入及び斑鳩公民館の移転に伴い、この後提案いたします太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に合わせまして当条例の改正を行う必要があることから、今議会におきまして御審議をお願いするものであります。
以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

〜〜〜

日程第１８　議案第４１号　太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第18、議案第41号太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（沖汐守彦）　議案第41号太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について説明を申し上げます。
この条例は、文化財保護法に規定する発掘調査等の埋蔵文化財の取扱事務と、それに関連する出土品の整理作業を効率的かつ一体的に行うための拠点施設となる太子町文化財調査事務所の設置及び管理運営について定めるものであります。旧石海公民館跡地を活用しまして、令和８年８月１日からの開始を予定しております。
詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。
○議長（清原良典）　副町長。
○副町長（榮藤雅雄）　議案第41号太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明をいたします。
今年度に体育館南側事務所の解体を予定していることから、現在、同所にて埋蔵文化財調査で取得した出土品の整理を行っている文化財調査事務所を移転させる必要が生じております。現調査事務所の作業スペースを確保しつつ、文化財保護法に規定される発掘調査等の埋蔵文化財取扱事務と、それに関連する出土品の整理作業を効率的かつ一体的に行うことができる拠点施設として設置するものであります。条例につきましては、各条に設置目的、名称と位置、業務、職員、休業日、開所時間、施設等の管理責任、保管資料の利用、規則への委任についてそれぞれ規定をしております。施行日につきましては、開所予定の令和８年８月１日としております。
以上、詳細説明とさせていただきます。
○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。
～～～

日程第１９　議案第４２号　太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典）　日程第19、議案第42号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（沖汐守彦）　議案第42号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。
今回の改正につきましては、文化会館における指定管理者の導入及び斑鳩公民館の移転に伴う改正となっております。現在、文化会館につきましては大規模改修工事のため休館をしておりますが、工事の完了及び開館準備などを経まして令和９年７月に再オープンする予定となっております。この再オープンに合わせまして民間事業者による指定管理を導入し、利用者サービスの質や満足度の向上を図るとともに斑鳩公民館を文化会館内に移転するため、議案第40号と併せて本条例の一部を改正するものであります。
詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。
○議長（清原良典）　副町長。
○副町長（榮藤雅雄）　議案第42号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。

まず、第４条において、館長職を指定管理者側に置くことも想定いたしまして文言の整理をしております。

次に、第17条及び第18条を追加し、第17条では第１項で指定管理者の指定、第２項で指定管理者が行う業務を規定し、第３項にて使用許可等の権限を町教育委員会から指定管理者へ、使用料を利用料金へ読み替える規定を設けております。第18条では、指定管理者による利用料金の決定や、その利用料金を指定管理者の収入とすることを定めております。これらの改正は、地方自治法による指定管理者の指定、その業務範囲、利用料金制度について条例で定める旨の規定によるものであります。

第１表においては、斑鳩公民館に登録している自主活動グループまたは団体が優先的に利用する会議室と和室の使用料の見直しを行っております。当該グループまたは団体が同室を利用する際の使用料は、太子町立公民館の設置及び管理に関する条例に定める使用料とすることを備考に加えるとともに、一般利用の使用料につきましても、当該グループまたは団体との料金バランス等を図るため見直しております。なお、和室につきましては部屋の構造に合わせて一室貸しに改めております。施行日は公布の日としております。ただし、別表１の使用料の改正規定につきましては令和９年７月１日を施行日とし、６月30日以前の使用分については従前の例によることを規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（清原良典）　提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は６月４日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会　午前10時57分）